

建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料(令和3年4月1日現在)

単位(円)

建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料 法第12条・法第13条・施行規則第11条 (面積は当該床面積の合計)		省エネ適判 計画提出	省エネ適判 計画変更提出	軽微変更 該当証明申請
非住宅部分の用途が「工場等のみ」の場合(面積は当該部分の床面積の合計)				
	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	16,700	11,800	11,800
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	27,100	19,100	19,100
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	80,400	56,400	56,400
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	128,000	90,000	90,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	161,000	113,000	113,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	201,000	141,000	141,000
非住宅部分の用途が「工場等のみ」以外の場合(面積は当該部分の床面積の合計)				
モデル建物法				
	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700	77,600	77,600
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700	102,100	102,100
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700	165,100	165,100
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000	216,000	216,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000	260,000	260,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	435,000	305,000	305,000
標準入力法等				
	当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	284,400	199,200	199,200
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100	257,100	257,100
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700	366,700	366,700
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000	453,000	453,000
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000	535,000	535,000
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	871,000	610,000	610,000

備考(概要)

- 一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(変更含む)、又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 三 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画認定と同じ計算方法で適合性判定を行う場合の適合性判定手数料の額は、「工場等のみ」の手数料と同額とする。
- 四 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画の計画変更認定と同じ計算方法で適合性判定の計画変更を行う場合の適合性判定手数料の額は、「工場等のみ」の手数料と同額とする。
- 五 複合建築物(住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共有部分を非住宅部分として取り扱う。
- 六 内部に間仕切壁又は戸を有しない場合又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定等手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定等手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 八 増築又は改築を行う場合の適合性判定等手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とする。

※ 詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。